

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって二次審査で書類審査及びプレゼンテーション、デモンストレーションの審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

### 2. 一次審査(配点：90点)

一次審査は、事務局において以下のとおり書類審査を行う。

#### 2.1 会社実績評価点(10点)

- ・ 対象：【様式2】受注実績調書
- ・ 評価方法：【様式2】受注実績調書を事務局が採点する。
- ・ 評価項目：

評価項目	判断基準	評価点
業務実績	業務実績が5件以上ある場合	10
	業務実績が3件以上ある場合	7
	業務実績が1件以上ある場合	3

#### 2.2 データセンター機能要件評価点(20点)

- ・ 対象：【別紙1】 データセンター機能要件一覧
- ・ 評価方法：【別紙1】 データセンター機能要件一覧を事務局が採点する。  
※対応欄が「△」もしくは「×」については、減点対象とする。

#### 2.3 CMS機能要件評価点(60点)

- ・ 対象：【別紙2】 CMS機能要件一覧
- ・ 評価方法：【別紙2】 CMS機能要件一覧を事務局が採点する。  
※対応欄が「△」もしくは「×」については、減点対象とする。

### 3. 二次審査(配点：210点)

二次審査は、事務局及び審査員において以下のとおり、書類審査及びプレゼンテーション、デモンストレーションの審査を行う。

#### 3.1 価格点【構築費用】(15点)

【別紙 4】

- ・ 対象：【様式5-1】費用見積書（構築費用）、【様式5-2】費用見積明細書（構築費用）
- ・ 評価方法：
  - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は15点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。  
「価格点＝15点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
    - ※1：全提案者中最も低い見積価格
    - ※2：当該提案者の見積価格

### 3.2 価格点【保守費用】（15点）

- ・ 対象：【様式6-1】費用見積書（保守費用）、【様式6-2】費用見積明細書（保守費用）
- ・ 評価方法：
  - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は15点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。  
「価格点＝15点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
    - ※1：全提案者中最も低い見積価格
    - ※2：当該提案者の見積価格

### 3.3 プレゼンテーション評価点(110点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法：

各審査員が企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 3.4 デモンストレーション評価点(70点)

- ・ 対象：デモンストレーション及び質疑応答
- ・ 評価方法：

各審査員がデモンストレーションをもとに、下記項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。
- ・ 評価項目：

評価項目	内容
基本操作	・ ページ作成等の基本操作について
承認フロー	・ 公開までの申請及び承認フローについて
アクセシビリティチェック機能	・ 全職員がアクセシビリティを確保したページを作成できる機能等について

#### 【別紙 4】

コンテンツ管理	・各課が作成するページの管理 ・人事異動や組織改革時の組織情報管理
追加提案	・追加提案の機能及び導入後の運用について

## 4. 二次審査の内容

- (1) 日時：令和3年8月下旬（予定）
- (2) 方式：別途通知するものとする
- (3) 出席者：1提案者5名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション及びデモンストレーション45分、質疑応答15分）
- (5) プレゼンテーションの内容  
企画提案書に沿って説明を行うこと。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- (6) デモンストレーションの内容  
CMSの機能について、デモンストレーションを行うこと。特に以下の項目については、説明を行うこと。
  - ・テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
  - ・公開申請、承認フローの運用方法
  - ・アクセシビリティを確保したページを作成できる機能
  - ・各課が作成したコンテンツの管理、人事異動や組織改正時の組織情報の管理
  - ・独自機能の操作方法とアピールポイント
- (7) 二次審査の順番  
二次審査の順番は、参加申込書を提出した順とする。
- (8) その他  
二次審査の開催方式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、WEB方式を採用することも検討している。WEB方式となった場合、プロジェクター、スクリーンは本町で用意し、その他必要な機器は提案者が用意すること。提案者には、別途通知する。  
なお、評価の公正性を確保するため、二次審査で使用する資料や、審査会場内での言動において、提案者を判別または推察できるような表現は避けること。

## 5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 5.1 提案者が1者の場合の取り扱い

- (1) 一次審査及び二次審査の合計点が180点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

【別紙 4】

5.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「価格点（構築費用）」が異なる場合、その価格点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「一次・二次審査の合計点」「価格点（構築費用）」が同じ場合、審査委員会の判断により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。